

船級登録及び設備登録に関する 業務提供の条件

船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 12 月 8 日 規則 第 78 号

2017 年 12 月 7 日 理事会 承認

2017 年 12 月 8 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2017 年 12 月 8 日 規則 第 78 号

船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件の一部を改正する規則

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」の一部を次のように改正する。

1 章 本会の業務

1.4 船舶の船級及び設備登録に関する注記

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 前-1.及び-2.にかかわらず、本会及び本会船級船の社会的信用を棄損する若しくは悪影響を及ぼすと本会が判断した場合、又はその他本会が船舶の船級登録及び設備登録が適当でないと判断した場合、船舶の船級登録及び設備登録又はそれらの維持を認めないことがある。例えば、以下のような場合を含む。

- (1) ある船舶の船級登録又は設備登録によって、監督官庁その他の政府又は公の機関が、その法令等に基づき、本会に対してその業務に重大な影響を及ぼす制裁、禁止、制限等の措置を課したとき、又はそのおそれがあると本会が判断したとき
- (2) 船舶又は設備が規則に常時適合していること及び船舶所有者による適切な保守・運航が行なわれていることに疑いがあるとし、検査を実施した結果、規則に適合していないと本会が判断したとき

3 章 責任

3.1 責任

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 規則に適合する船舶の建造又は設備の製造には第三者の有する特許権その他の知的財産権（以下、「知的財産権」という）の使用が必要となる可能性がある。本会は、船級登録、設備登録、証書及び証明書等の発行並びにそれらの維持、船舶、機関、材料、機器等の検査に関して本会が提供する業務において、船舶、機関、材料、機器等が第三者の有する知的財産権を侵害しないことを保証するものではない。本会は、第三者の有する知的財産権の使用に起因して何人かが蒙った損失、損害又は費用について、いかなる責任も負わない。

附 則

1. この規則は、2017 年 12 月 11 日から施行する。